第九条第三項中「前項ただし書に規定する」を「前項第二号の」に、「深層までの土壌の採取を」を「第一項第一号ロの土壌の採取を」に、「同項ただし書の」を「前項第二号の」に、「同項ただし書に規定する深層までの」を「前項第二号に規定する」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略）

第十一条　調査実施者は、第三条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2　前項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）

第十二条　調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第五条、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2　第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

3　第一項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった単位区画を除く。）の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一　土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）　土壌溶出量基準

二　第二溶出量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準

（試料採取等を行う区画の選定等の省略）

第十三条　調査実施者は、第四条第三項及び第五条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2　前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第八条第一項中「調査対象物質が検出されたとき」を「試料採取等対象物質が検出され」に、「調査対象物質が地下水基準に適合しなかったとき（」を「試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、」に、「すべて第十八条第一項の基準に適合するものであった場合を除く。）」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「単位区画」を「試料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）」に、「調査対象物質について第十八条第一項の基準」を「試料採取等対象物質について当該各号に定める基準」に改め、同項に次の各号を加える。

一　土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）　土壌溶出量基準

二　別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき　第二溶出量基準

第八条第二項中「第四条第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による」に、「第十八条第一項又は第二項の基準に適合しなかった」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「これらの基準」を「当該各号に定める基準」に改め、同項に次の各号を加える。

一　土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）　土壌溶出量基準

二　第二溶出量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準

三　土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌含有量基準

第八条を第九条とする。

第七条の見出し中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条第一項中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に改め、同条第二項第一号中「表層の土壌、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合にあっては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）」を「次の土壌（イ及びロにあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）」に改め、「（以下「深層までの土壌の採取」という。）」を削り、同号に次のように加える。

イ　汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

ロ　汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

ハ　深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

ニ　帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

第七条第二項第二号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「第四条第三項第二号イの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号イに係る部分に限る。）の規定による」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「当該三十メートル格子内にある単位区画（単位区画のすべての区域が第三条第二項第一号に掲げる土地に分類される場合を除く。）であって試料採取等区画でないもの」を「当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）」に改め、同条第二項中「第四条第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による」に、「第十八条第一項又は第二項の基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に、「当該三十メートル格子」を「当該試料採取等区画を含む三十メートル格子」に改め、同条を第七条とする。